



Title	船津辰一郎在奉天総領事と榊原農場商租料事件
Author(s)	孫, 雨涵
Citation	北方人文研究, 16, 1-17
Issue Date	2023-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88709
Type	bulletin (article)
File Information	16_02_Sun.pdf



[Instructions for use](#)

船津辰一郎在奉天総領事と榊原農場商租料事件

孫 雨涵

(北海道大学大学院文学研究院)

要旨

本稿は、1924年6月の榊原農場商租料事件に着目し、同事件をめぐる船津辰一郎在奉天総領事の対中国交渉を具体的に分析することにより、在奉天総領事の側から土地商租権問題の特質を探る。また、日中両国の新聞記事を分析し、民間の視点から土地商租権問題の実態を捉える。商租料事件に際して、船津は日中間の紛争を惹起した榊原側の行為を批判しながら、奉天交渉署に嚴重に抗議を申し込む一方、その暴行を阻止するために、領事館警察を派遣して自衛手段の行使に踏み切った。既得商租権維持のため、船津は滞納商租料の調達を南満洲鉄道株式会社および東洋拓殖株式会社に求め、平和的手段に力点を置いて対中強硬策までは意図しなかった。これは中国側の武力行動を激しく批判しながら、武力をもって対抗し、積極的行動に出よう総領事館に求めた日本新聞界とは対照的である。船津は中国側の排日動向を配慮し、実力行使という強硬手段を極力回避し、中国世論を激化させない範囲に満蒙権益の擁護拡大を追求した。だが、事件解決の過程において、船津は次第に奉天交渉署からの信頼を失った。本論では船津は「幣原外交」に従っているだけでなく、中国側利権回収運動の影響を実感し、東三省での張作霖の地位を維持することによって日本の満蒙権益を守るべきだと考え、独自の判断、経験に基づいて具体的な対応策を講じたことを明らかにする。同時に、張作霖政権は商租権禁止の訓令を出して高まった利権回収運動を支えながらも、日本の軍事行動や内政干渉を防ぐために、排日的記事を取締り、露骨な排日運動を控えざるをえないという状況に陥ることを解明し、東北政権の対日認識に再検討を加え、その政策決定を内面的に理解する。

はじめに

1915年5月25日、日中間には「南満洲及東部内蒙古に関する条約」¹⁾(以下「南満東蒙条約」)が締結され、「日本国臣民ハ南満洲ニ於テ各種商工業上ノ建物ヲ建設スル為又ハ農業ヲ経営スル為必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得」という、いわゆる土地商租権が認められた。だが、日中間では条約解釈上の矛盾や中国側の抵抗により対立が絶えず起り、土地商租権は一つの懸案として残されていた。

土地商租権に関する日中間の紛争を代表する事例として、榊原農場事件が挙げられる。1914年3月、榊原政雄²⁾は旧清皇室の私有財産である昭陵(北陵)余地を租借する溥豊模範農場公司(以下「溥

1) 外務省編『日本外交年表並主要文書(上)』(原書房、1978年、初出は1965年、406~407頁)。土地商租権の性質について、商租権を実質上の所有権と同一視する日本側の解釈に対し、中国側は土地の賃貸借権しか認めない。

豊公司)と租借契約を締結して榊原農場を作った。榊原は中国側農民を圧迫しながら、強硬な農場経営を展開したため、奉天交渉署³⁾は契約の無効を理由に抗議を提出した。落合謙太郎は奉天総領事は、一定の条件で榊原農場を中国側に返還すべきだと考えた⁴⁾。1915年11月、矢田七太郎は奉天総領事代理の仲介により、北陵御花園の水田および水田予定地百町歩(約30余万坪、以下「百町歩水田」)の留保を一つの条件として、榊原側は溥豊公司与農場返還契約を締結し、翌年2月、榊原農場は中国側に返還された⁵⁾。しかし、その後もこの百町歩水田(榊原農場)の商租料・水利費の滞納、農場内の鉄道敷設問題⁶⁾などをめぐって激しい紛争が絶えなかった⁷⁾。

1923年8月15日、船津辰一郎⁸⁾は総領事として奉天に着任し、奉天省政府を相手とした商租権施行細則交渉に奔走した。1924年4月の第3回在満領事官会議において、土地商租権問題については「満蒙ニ於ケル邦人経済的發展ハ土地問題ノ解決ヲ以テ最モ重要ト為スカ故ニ速ニ之カ解決ヲ計ルコト」となる⁹⁾。5月、清浦奎吾内閣が満蒙における「土地租借ノ途ヲ啓キ産業ノ開発及邦人ノ發展ヲ助成スルコト」を掲げている¹⁰⁾。続いて6月、加藤高明内閣が成立し、幣原喜重郎外相は対中国政策として、内政不干渉、友好的協力、中国の政情に対する同情、経済的接近を唱える一方、満蒙特殊権益を正当なものとして断固擁護増進すべき決意を表明した。船津は、以上の外交方針を遵守しながら、土地商租権問題の解決を図ろうとした。

当時の中国では、1923年3月10日、北京政府は日本政府に対して対華二十一カ条要求廃棄の通告を行っており、3月14日に、日本政府は「貴国政府ノ提議ニ対シテハ何等応酬スルノ必要無之」として、その要求を拒んだ¹¹⁾。7月14日、奉天省長は30県に対し商租禁止を訓令し、旅順大連回収

2) 日露戦争後、榊原政雄は大陸進出をもくろんで単身満洲に渡り、『大連タイムス』『満洲日日新聞』の記者として活躍、関東都督福島安正の知遇を受け、南満洲鉄道株式会社(以下「満鉄」)方面に知己も多かった(『庄内人名辞典』庄内人名辞典刊行会、1986年、337頁)。

3) 1913年5月に設立された奉天交渉署は中華民国外交部に属し、奉天における外交交渉事務などを務めた。

4) 拙稿「落合謙太郎は奉天総領事と榊原農場事件」(『日本歴史』第882号、2021年、35~51頁)。

5) 拙稿「矢田七太郎は奉天総領事代理と榊原農場返還事件」(『道歴研年報』第21号、2020年、1~34頁)。

6) 拙稿「林久治郎は奉天総領事と榊原農場鉄道撤去事件」(『北方人文研究』第14号、2021年、39~54頁)。

7) 広義に捉えれば、榊原農場事件は契約締結から1929年6月、日本側が榊原農場を横断した中国側の北陵遊覧鉄道を実力で撤去するまで、榊原農場をめぐる発生した一連の紛争を指す。榊原農場事件は、榊原の強烈な個性から「異常な事件」と見られるかもしれないが、長期にわたる紛争の過程を検討することにより、日中間の土地商租権をめぐる認識の違いが見えてくる。また、歴代奉天総領事による対応の差異も生じており、土地商租権をめぐる紛争事例として検討する意義はあると考える。

8) 1873年8月佐賀県に生まれ、94年外務省留学生試験に合格し、96年芝罘領事館書記生を振り出しに、1925年8月在奉天総領事を辞任するまで、上海、牛莊、南京、香港、北京、天津、奉天などに在勤し対中国外交に専念し、外交官としての活動をほとんど中国で過ごした。退官した後、船津は在華日本紡績同業会総務理事に就任、日中戦争勃発後は対中和平工作、いわゆる「船津工作」を行った(白井勝美 [ほか]編『日本近現代人名辞典』吉川弘文館、2001年、918頁)。船津についての研究として、在華日本紡績同業会編『船津辰一郎』(東方研究会、1958年)、日本上海史研究会編『上海人物誌』(東方書店、1997年、90~99頁)などが挙げられるが、船津の土地商租権に関する見方を詳しく論じていない。

9) 「第三回在満領事官会議決議録」(『JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B18010630500、在外領事官会議雑件/支那之部 第二巻(6.1.9)(外務省外交史料館) 0361)。以下、同センターからの引用は、「アジア歴史資料センター」と「Ref.」を省略して「JACAR」、レファレンスコードおよび簿冊名のみ表記し、同レファレンスコードからの引用は、簿冊名を省略した場合もある。

10) 「対支政策綱領」(外務省編『日本外交年表並主要文書(下)』原書房、1978年、初出は1965年、61~63頁)。

運動、商租権回収運動など排外的な利権回収運動が巻き起こった¹²⁾。中国における民族意識の覚醒や反帝国主義ナショナリズムの成長は満蒙特殊権益をはじめとする日本の野心的な対中国進出にブレーキをかけ、中国官民は日本側の土地商租権獲得に対して猛烈な反対運動を展開した。1924年6月12日、柵原農場の滞納商租料問題をめぐり、中国側は主権擁護のため、農場権利の回収を声明しながら、20余名の衛兵を同農場に派遣して農場の耕作を阻止するという、いわゆる柵原農場商租料事件¹³⁾が発生した。日本側の土地商租権設定と中国側の反対運動との矛盾が深刻化した状況下、船津がどのような理念をもって柵原農場商租料事件に対処したのかを明らかにすることは、柵原農場事件の特質を総体的に把握するためにも、日中間の土地問題の実状を捉えるためにも重要な意義もっている。

従来の土地商租権問題に関する日本側の研究は、日本側の商租権設定に反対する中国側の抵抗運動に重点を置き論じたものが多いが¹⁴⁾、商租権問題をめぐる対中交渉に深く関わった在奉天総領事の土地問題に関する認識については十分な検討がなされてきたとは言いがたい¹⁵⁾。中国側の研究は、中国官民の抵抗、および日本側の土地侵略への批判に偏りがちであり、日本側からの考察が不十分だと思われる¹⁶⁾。柵原農場事件に関する日本側の研究は、日本の商租権獲得に対する中国官民の抵抗運動の内実を検討し、日中対立の側面に注目するが¹⁷⁾、同事件の解決交渉に携わった在奉天総領事の意見を詳しく検討した研究は管見の限り見当たらない¹⁸⁾。中国側の研究は、遼寧省档案館所蔵

11) 「大正四年日華条約及交換公文廃棄に関する駐日中国代理公使より外務大臣宛公文」同前、35頁。

12) 呉瀚濤『東北与日本之法的關係』(外交月報社、1932年、110～111頁)。

13) 柵原農場事件と区別するため、本稿では1924年の中国側の武力行動を柵原農場商租料事件と呼ぶこととする。

14) 浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制』(御茶の水書房、1968年)、同『日本帝国主義下の民族革命運動』(未來社、1973年)、相澤美香「南満州における土地商租権問題」(『国史学』135、1988年、80～99頁)。なお、最新の研究として、北野剛「土地商租権問題再考」は商租権問題をめぐる日中交渉のなかで最も争点となる治外法権体制との関係を詳しく述べることにより、新たな視野で商租権問題を捉える(『日本史研究』第689号、2020年、30～58頁)。

15) 佐藤元英 a 「船津辰一郎在奉天総領事による商租権施行細則交渉」は、船津の商租権施行細則交渉を詳しく分析することにより、中国の領土保全の尊重と土地商租という手段による土地収奪の矛盾の実態を解明し、「幣原外交」の一端を担っている船津の態度方針が軟弱であったと批判されたことを指摘し、同 b 「林久治郎在奉天総領事による『満蒙問題』解決交渉」は、張作霖爆殺以後の日本政府の対満蒙政策に視点を置き、林による土地商租権問題の解決交渉を検証しているが、いずれも在奉天総領事による商租権施行細則交渉に注目するもので、本稿とは関心が異なる(佐藤元英『近代日本の外交と軍事』吉川弘文館、2000年、138～161頁、231～269頁)。一方、北野剛「土地商租権問題の基礎的研究」は統計を用いて土地商租権行使の概況を分析し、外務省記録にある毎年の領事報告をもとに商租権問題を総体的に考察しているが、各総領事の認識を詳しく言及していない(『研究論集』第111号、2020年、131～149頁)。

16) 王旭「日本要求『土地商租権』与中国官民的抵制」(『吉林師範大学学报』2013年第1期)、衣保中、馬偉「日本『東亜勸業会社』对中国東北土地資源的略奪」(『吉林大学社会科学学报』2017年第5期)、姜豊裕「民国时期日本对東北水田投資研究」(『延边大学』2012年)。

17) 白井勝美「南満東蒙条約の成立前後」(栗原健編『対満蒙政策史の一面』原書房、1966年、115～137頁)、江夏由樹「土地利権をめぐる中国・日本の官民関係」(『アジア経済』第38巻第1号、1997年、2～24頁)、浅田喬二「満州における土地商租権問題」(満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房、1972年、315～397頁)、佐藤元英「土地商租権をめぐる日中間の抗争」(『中央大学政策文化総合研究所年報』第21号、2017年、219～237頁)。

18) 佐藤前掲註(15) a 論文は、商租料事件に際して船津が中国側の武力行動に対して嚴重抗議したことを指摘しているが、同事件をめぐる船津の認識を詳しく論じていない。

の『奉天省長公署档』¹⁹⁾という史料群を主に利用して中国当局の対日交渉を解明しており、きわめて意味あるものであるが、日本側の対中交渉に関する分析は物足りないように思われる²⁰⁾。

そこで、本稿の課題とするところは、榊原農場商租料事件の経緯を解明しながら、同事件をめぐる船津の対中国交渉を具体的に分析することにより、土地商租権問題に関する船津の認識を実証的に検討しつつ、在奉天総領事の側から榊原農場商租料事件の特質の一端を探ることにある。また、同事件に関する日中両国国内世論の動向を跡づけることを通じて、日中両国政府だけでなく、民間の視点から、榊原農場商租料事件、および土地商租権問題の特質を実証的で多元的に考察しながら、対日政策において東北政権が持つ複合的性格を再考する。

一 榊原農場商租料事件の前史

1 百町歩水田の商租問題

1915年9月、奉天省政府側代理人である張煥柏と榊原側代理人である細梅三郎、原口聞一との間で、榊原農場の返還交渉は本格的に開始された。例の百町歩水田の留保は農場返還契約の付帯条件として承認され、農場返還の代償として榊原の基本財産に属することになった²¹⁾。榊原農場返還契約締結後、中国側は契約の付帯条件を履行しなかったため、榊原は百町歩水田の留保に関する援助を外務省に求めた。外務省は、水田商租契約締結について総領事は斡旋を試みるべきだと答え、消極的な態度を示した²²⁾。1917年3月、榊原は、締結された契約書の内容は原口らに農場返還交渉に当たさせた際に自分が提示した条件と全く異なるものであったとして、農場返還契約を「無権代理契約」とみなし、赤塚正助在奉天総領事に対し原口、細梅の背任行為を訴えた。赤塚は、関係者の事情聴取を行い、農場交渉は今後、総領事の監督のもとで行うよう命じた²³⁾。

一方、榊原は、榊原農場返還契約が締結された前、すでにある日本人との間に、当該水田全部を30年間の転租をする契約を結んだことを口実に、百町歩水田を商租するよう瀋陽州政府に求めた。当該水田を改めて榊原に商租することは付近の中国農民の猛烈な反発を招いたが、それを拒否すれば榊原側が農場返還契約まで否認することに危惧の念を抱いていた瀋陽州政府は、農民側の反対を押し切って榊原の水田商租要求を原則的に承認せざるをえなかった。この水田に関して具体的な商租契約は締結されず、水田の境界線も厳密に確定されなかったため、奉天省政府は、榊原が本当にその水田を商租するかどうかを確かめること、榊原が依然として水田範囲の画定および契約の締結を引き伸ばすなら、水田商租の約束そのものを取り消すべき旨を瀋陽州政府に訓示した²⁴⁾。瀋

19) 『奉天省長公署档』は1906年から1931年までの資料を収蔵し、張作霖・張学良政権の成立と発展過程、およびその没落を垣間見る貴重な記録である。

20) 王雅文、陳崇橋「榊原農場事件始末」(『日本研究』1994年、85～89頁)、趙偉「榊原農場事件研究」(『遼寧大学』2013年、1～51頁)。

21) 「奉天榊原農場ノ真相顛末ヲ陳情シ並ニ支那官憲ノ不法占拠ニヨル占有回収ノ陳情請願」(以下「陳情請願」)(『JACAR: B09041289600、在外本邦人経営農場関係雑件／奉天榊原農場(E.4.3)(外務省外交史料館)』0270-0271)。同史料は、榊原農場成立の経緯や、農場の中国側返還および農場権益をめぐる紛争などを榊原の側から詳しく紹介しているが、「請願書」という性格から考えれば、榊原の主観的断定の入る余地は少なくなかったことを推測できる。

22) 大正6年2月12日小幡政務局長より赤塚在奉天総領事宛「溥豊農場ニ関スル榊原申出ニ対シ積極的援助ノ困難ナル旨申聞ニ付通報ノ件」(外務省編『日本外交文書』大正5年第2冊、1967年、784～785頁)。

23) 前掲註(21)「陳情請願」0270-0271。

24) 「総管内務府為咨行事準貴副都統咨呈」奉天省長公署档[Z] 遼寧省档案館蔵(以下「奉天省長公署档」)

陽州政府は水田範囲の画定や商租契約の締結を何度も督促したが、榊原側はさまざまな口実で契約締結を見合わせた。

このような曖昧な状況下、1918年12月2日、榊原は百町歩水田を実弟浦本政三郎に転租した。翌年5月6日、榊原側は三陵衙門²⁵⁾の代表者である壽聿彰(後の「満洲国」民政部土地局長)と商租契約を正式に締結し、1913年から30カ年間に百町歩水田を商租し、毎年2月1日を以て奉天小洋600元を三陵衙門に納入し、しかもその商租料は1915年に遡って支払うことなどを約した²⁶⁾。将来の土地紛争を避けるために、三陵衙門は榊原側と共に水田の周囲に標を立てて境界線をはっきり画定した。

1920年、榊原は、締結された農場返還契約書の内容は自分が提示した条件と大いに異なるものであったとして、原口、細梅を相手取って詐欺被害を訴えた際、榊原農場問題に関する日中関係者会議で、榊原は「榊原農場に対する今日迄の事柄に就ては今後問題を惹起せず」という意味の覚書を作成した。これによって同問題は証拠不十分と和解成立を理由として赤塚の指揮で不起訴処分に終わり、総領事館にとっては、同問題はすでに解決されたとの認識だった²⁷⁾。だが、榊原は新たな証拠を添えて追加告訴し、後任の船津在奉天総領事に抗議を続けた。1924年3月11日、榊原は船津に「質問書」を出し、原口らの犯罪行為と総領事館司法事務取扱上の不正を論難しながら、船津が職務多忙や調査困難を口実に事件の取調べを遅延させて「暗ニ榊原ヲ巧ミニ欺罔」した行為を難詰した²⁸⁾。榊原の非難に対し、船津は松井慶四郎外相に、榊原が農場返還契約を無効にさせ、ひいては農場権利を取り戻そうという下心をもっていると伝えた。総領事館は、商租問題に関して中国側が常に榊原の行為を引合いに出し、日中交渉に障害を招いたことに鑑みれば、榊原を擁護することは不可能だと判断し、さらに中国官民の権利思想は極度に発達し、もはや国力を以て威圧し、または権謀術数を用いることは無理で、むしろ正義を基礎とした日中関係を促進すべきだと主張した²⁹⁾。

2 商租料不納問題

水田商租契約は締結されたものの、承租人である浦本は1920年から1923年までの商租料および水利費を納付しなかった。1924年4月26日、奉天交渉署は、商租料を支払わないと土地を回収すべき旨を伝えながら、滞納商租料を支払うことで水田を商租し続けるか、当該水田を返還するかを決定するよう船津に求めた³⁰⁾。実際のところ、中国側は榊原側から滞納の商租料を取ることに見切

Jc10-5463。

25) 1783年、清王朝は東北部における昭陵・永陵・福陵という陵墓を保護管理するために三陵衙門を設置し、興京副都統を永陵守護大臣、盛京副都統を福陵、昭陵守護大臣に就かせてそれぞれの陵墓を管轄させた。辛亥革命後、中華民国政府はこれらの陵墓を旧清皇室の私有財産として承認・保護したが、奉天省政府の管理下に置かれた盛京副都統公署は、実際には昭陵の持ち主になった。

26) 「関于贖回売与日人溥豊公司農場北陵官地的情形」奉天省長公署档。Jc10-5463。

27) 「榊原農場問題の真相」(「JACAR: B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場(E.4.3)(外務省外交史料館)」0171)。

28) 大正13年3月11日榊原より船津在奉天総領事宛「質問書」(「JACAR: B09041289200、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場(E.4.3)(外務省外交史料館)」0013-0021)。

29) 大正13年3月27日船津在奉天総領事より松井外相宛第88号「告訴事件ニツキ榊原政雄ノ差出シタル質問書ト題スル書面ニ関シ報告ノ件」、同15日坂内彌代外務書記生より船津在奉天総領事宛「榊原政雄ノ質問書ト題シタル書面ニ関スル説明書」(「JACAR: B09041289200、0027-0028、0045-0069)。

30) 「奉天交渉署為日人榊原政雄久租不交請嚴重交渉函」奉天省長公署档。Jc10-2226。

りをつけて、水田を早めに回収したかったのである。5月8日、船津は、中国側が、浦本が商租料等の納付義務を果たさないとして、契約そのものを取り消して当該水田の権利を回収し、本年度以降の耕作を禁止すると総領事館に通告した旨、松井外相に報告した。船津によれば、商租権施行細則交渉に関して中国側と協定を遂げようとする際に、浦本の不信用な行為は細則交渉そのものに重大な影響を及ぼすのみならず、一般日本人の土地事業をも阻害することになった³¹⁾。

浦本は、商租料納付の義務を果たさない理由として、自分には商租料を納付すべき資力がないこと、すでに1923年8月3日に榊原と契約を取り交わして同農場を現状のまま榊原の長女、榊原多恵子に贈与したことを主張した³²⁾。それに対して船津は、水田贈与はあくまで農場の内部調整の問題であり、中国側に対し何ら名義変更の手続きが行われなかったため、商租料および水利費の納入は当然浦本の責任をもって支払うべきものであるとし、さらに農場内部の関係がいかに変更されたとしても、商租料を払わない限り、中国側は農場後継者の権利行使を承認するわけにはいかないと反論した。農場側の義務不履行は水田の利用不能を導き、日本の土地商租関係に重大な悪影響を招きかねないことを懸念した船津は、支払うべき商租料と水利費を浦本、または多恵子に完納させるよう、松井外相の指示を求めた³³⁾。松井外相は、すでに獲得した商租権を中国側に回収されることは甚だ遺憾だと指摘しながらも、榊原農場の満鉄よりの融資³⁴⁾において債務名義人は榊原政雄であることに鑑み、むしろ奉天において満鉄と談合したうえで榊原を説得して滞納諸料金を納付させるべきであり、場合によって満鉄に本件農場を引き取らせるよう、船津に訓令した³⁵⁾。

二 榊原農場商租料事件と船津の対応

1 中国側の直接行動と船津の抗議

1924年6月12日、盛京副都統公署は水田商租契約の廃棄と水田権利の回収を決断し、北陵衛兵を榊原農場に派遣した。同日、中国外交部特派奉天交渉員鍾世銘は、榊原側の商租料不納が奉天交渉署の権威を軽視して中日両国の親善を傷つけたとして、その背信行為を激しく批判しつつ、奉天交渉署としては主権擁護のため、止むを得ず武力行動に出たと説明し、榊原側の耕作を禁止すべき旨を改めて船津に伝えた。榊原農場の耕作を阻止するために、瀋陽県政府も警察を派遣して北陵衛兵を支えた³⁶⁾。中国側には武力行使をもって榊原農場を回収し、主権を断固擁護する覚悟がうかがえる。

31) 大正13年5月8日船津在奉天総領事より松井外相宛第144号「件名なし」(JACAR: B09041289200、0080-0081)。

32) 大正13年5月20日「北陵農場ノ件(浦本政三郎)」(JACAR: B09041289300、0109)。浦本は榊原から農場の権利を引き継いだ、その実権は榊原の手中にあった。後に浦本は同農場を多恵子に返還したが、榊原は親権者として農場の事業を経営し続けた(前掲註(27)「榊原農場問題の真相」0170-0171)。

33) 大正13年5月22日船津在奉天総領事より松井外相宛第162号「件名なし」(JACAR: B09041289300、0090-0091)。

34) 1914年2月28日、榊原は満鉄より「買取資金」として2万5千円を借りて榊原農場を作った。同年6月16日、満鉄は「経営資金」として約2万8千円を榊原に貸与した(外務省編『日本外交文書』大正3年第2冊、1965年、278頁)。

35) 大正13年5月23日松井外相より船津在奉天総領事宛第38号「商租関係北陵農場ニ関スル件」(JACAR: B09041289300、0094-0097)。

36) 「函致交渉署等為租種本署水旱田地不交租項応將該地撤回合同作廢由」、「致瀋陽県署為飭警甲幫同收回榊原等租種本署水旱田地由」奉天省長公署檔。Jc10-2226。

6月14日の幣原外相宛電報によれば、事件当日、船津は領事館警察を現場に急派して調査を行った際、三陵衙門は榊原が商租料を完納しない限り、農場の耕作を許さないと主張し、撤兵の様子が見えなかったため、船津は直ちに奉天交渉署に厳重な抗議を提起し、武力行動の停止を申し入れた。同電報において、船津は榊原が常に不条理の抗弁をしながら、支払うべき商租料およびその他の義務を怠るからこそ、中国官民に憎悪の念を抱かせ、挙げ句の果てには中国側が止むを得ず直接行動を断行したと指摘し、榊原の乱暴な行為を批判した³⁷⁾。同日、鍾は三陵衙門長官である盛京副都統馮德麟を訪ねて船津の抗議を伝えたところ、馮は一応撤兵したが、後に副都統公署は自由行動に出るべき旨を日本側に告げ、榊原農場商租権の無効を強調して農場に衛兵を派遣し続けた。

馮の行為に対し、満洲で発行されていた邦字新聞からは鋭い批判が寄せられた。『大陸日日新聞』は同事件を「北陵の天地に流血の一大惨事」、「奉天総領事館と奉天交渉署間に蟠まる国際的一大問題」として重大視し、「兵力に俟つの外なく」、「当然の防衛手段として武力を以て対抗すべく」、「最早何等の顧慮を要せず躊躇するの要はない暴を制するに暴を以てするに守備隊の出動は蓋し当然の措置である」と強調した。さらに、今後再び問題が発生する場合、「従来の温情手段より一步を進め強硬なる態度を以て此の国辱を拭除し以て国威の確保に努むるべく」と論じ、積極的行動に出よう、総領事館の決意を促した³⁸⁾。

馮の行為を猛烈に非難した日本新聞界とは対照的に、当時の船津は商租権交渉を優先させ、商租権の獲得に及ぼす影響を何よりも重要視したため、事件解決には平和的手段に力点を置いて武力の行使に慎重な態度で中国側との歩み寄りを模索した。6月20日、船津は鍾に対し、総領事館はすでに榊原側に滞納商租料を納付すべき旨を督促したが、目下農場側は資金が足りないため、今はまだ対策を講じていると伝えながら、商租料納付のために最善の努力をすると約束し、事件交渉妥結に向けての誠意を見せた。一方で、紛糾回避のためには直接行動を二度と起こさないよう要請しつつ、耕作を阻止することは事情を知悉しない多数の朝鮮人小作人を「糊口ニ迷ハス」こととなったため、農場の実情を篤と諒察してほしいと語った³⁹⁾。それに対し鍾は、榊原側が商租料を滞納したからこそ、朝鮮人小作人が糊口のできない窮境に陥り、奉天交渉署としては「無帯憐之必要」（同情する必要がない）、「況本署使令退出者、系無理無信之佃農耳、按諸公理、豈不応然」（まして本署は佃農を立ち退かせたが、彼らはすべて理不尽で信用できないから、道理で、然るべきことではないか）と反論した⁴⁰⁾。

船津の見解によると、榊原の行為は無用な紛争を惹起し、同事件は中国官民の怒りを買って排日

37) 大正13年6月14日船津在奉天総領事より幣原外相宛第190号「件名なし」(JACAR:B09041289300、0110-0111)。王、陳前掲註²⁰論文は、中国側の水田回収要求に対して「日本領事不但不允、且以種種威脅恫喝、致使榊原感到有特无恐、所以一直霸占北陵大片土地和房産」(日本領事はその要求を否認するのみならず、種々な脅威をもって中国側を恫喝したため、榊原は後ろ盾があるので、何ものをも恐れなくなり、北陵における広大な土地と建物をずっと横領した)と指摘し、また、商租料事件に際し、在奉天総領事館が「対榊原政雄の無頼行経完全袒護的態度」(榊原政雄の無頼な行為に加担する態度をとった)と指摘しているが、船津の榊原批判の側面を見落としていると思う。

38) 『大陸日日新聞』大正13年6月15日、同16日付(「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場(E.4.3)(外務省外交史料館)」0494-0495)。

39) 大正13年6月20日船津在奉天総領事より鍾交渉員宛公文第440号「件名なし」(JACAR:B09041289300、0120-0121)。

40) 「函復交渉署請転至日領榊原所租之地免給承種並速繳欠租情形」、「交渉署為日人承租之地情嚴重追退」奉天省長公署档。Jc10-2226。

感情を掻き立てたのみならず、中国当局との商租権施行細則交渉を阻害し、中国内地における日本人の土地関係事業上に重大な悪影響を及ぼして日本民族の満蒙発展にも大きな障害を与えるため、速やかに解決しなければならなかった。榊原側より滞納商租料の完納は不可能である以上、船津はこの既得商租権を維持するため、滞納商租料の調達を榊原農場に債権関係を有する満鉄および東洋拓殖株式会社（以下「東拓」）に求めた⁴¹⁾。中国側の水田回収が在満日本人の既得商租地の根底を揺り動かすことを顧慮した満鉄および東拓は、従来の榊原擁護の態度を一変し、榊原に対して同情も援助の意思もなく、むしろ榊原との関係を断ち切ることが賢明だと考え、船津の提案を受け入れた。7日、満鉄は東拓と協議のうえ、榊原に代わって滞納商租料約小洋5240元を納付することに了解し、副都統公署にこれを支払った。だが船津は、中国側は水田回収を決意したため、滞納商租料を納入しても「今後尚面倒ナル曲折アルヘキモノ」と結論した⁴²⁾。船津の予想通りに副都統公署は、満鉄による支払い肩代わりは法理上何等の根拠がないとの理由から、滞納商租料の受領を拒んだ。それに対し船津は、中国側が主張した商租料不納＝商租権喪失という「慣習」は契約書に明確な記述がないのみならず、このような「慣習」は法的拘束力を持つものではないとして、水田を商租し続けるよう、奉天交渉署に求めた⁴³⁾。奉天交渉署は「本署以誠信待人、遂因誤信日領事、以致頻迭受損」（奉天交渉署は誠意を以て交渉にあたるが、日本領事を誤信した挙句、頻繁に損失を被るに至った）、「（船津）直以努力催繳等語作円滑推卸之謀、人不信任、已無可諱」（船津は滞納商租料の納付の督促に尽くすと約束し、言葉巧みに責任を逃れようとしており、信頼できないことを忌憚なく言う）と言明し、船津に対して強い不信感を持つようになった⁴⁴⁾。

7月8日、三陵衛門は再び20余名の衛兵を農場に派遣し、作業中の朝鮮人小作人を棍棒で殴打して負傷者19名を出すに至った。当日、船津は、三陵衛門が無辜の朝鮮人に対して暴力を行使したことは日本人の保護上黙過し得ないこと、副都統公署が何等司法上の手続きを取らずに商租権を取り消すことは大きな影響を及ぼすことに鑑み、もし奉天交渉署が三陵衛門の直接行動を阻止できないなら、総領事館は自衛手段に出るべき旨を奉天交渉署に通告した。同時に、船津は9日より領事館警察数名を農場に派遣し、衛兵の暴行を阻止できない場合には独立守備隊を農場付近に派遣して示威的演習を行わせるべきことを幣原外相に具申した。最後に船津は、奉天省政府と商租権施行細則交渉を進めている最中、自分ではできるだけ平和的手段で三陵衛門の直接行動を阻止するつもりだが、場合によっては断固たる処置をとるべきだとした⁴⁵⁾。

その際、船津は日本側の自衛手段を二次的措置と位置付け、中国側と交渉を重ねてその直接行動の中止、および自発的な撤兵を目指し、大局的な利害から同事件を穏便に解決するよう求めた。8日深夜、奉天交渉署が馮都統の衛兵を撤退させると約束した。一方、奉天交渉署が被害の実状調査

41) 大正13年7月5日船津在奉天総領事より山西満鉄地方事務所長および吉植東拓支店長宛雑第73・74号「北陵農場二関スル件」(JACAR:B09041289300、0122-0124)。1922年11月、榊原は百町歩水田の商租権を売渡担保として東拓より4万円を借り入れた。

42) 大正13年7月8日船津在奉天総領事より幣原外相宛第246号「商租関係北陵農場二関スル件」(JACAR:B09041289300、0116-0117)。

43) 「事由函交渉署為日領交租碍難収受仍請根本解決」奉天省長公署档。Jc10-2226。

44) 「交渉署為日人承租之地情嚴重追退」、「日人榊原政雄租昭陵水旱田地不交租情形」奉天省長公署档。Jc10-2226。

45) 大正13年7月8日船津在奉天総領事より幣原外相宛第220号「件名なし」(JACAR:B09041289300、0151-0154)。

のために署員を現場に派遣したことに対し、9日午前、船津は警戒および農場保護を理由に領事館警察6名を現場に派遣しながら、奉天交渉署が三陵衛門の暴行を阻止できない場合、総領事館は直ちに守備隊若干を出動させることを声明した⁴⁶⁾。だが、実際のところ、同事件は馮の撤兵保証および日本側の領事館警察派遣と守備隊演習の中止に至ってひとまず解決した。馮の撤兵の翌日、朝鮮人小作人は再び農場に戻って耕作を継続し、榊原農場は表面的には平常な状態に戻った。

2 榊原の奉天省長宛通告書と船津の態度

商租料事件について、1924年6月14日、榊原は損害賠償と警備方法に関して総領事館を介して中国側に交渉を提起し、曖昧な商租契約の訂正、商租区域の明確化など合わせて11か条の要求を提出したが⁴⁷⁾、中国側によって黙殺された。6月30日、農場返還契約に基づいて中国側に返還された榊原第一第二農場⁴⁸⁾(土地並びに一切の建築物)の権利回復を企てた榊原は、奉天省長王永江に対し、五十日間の猶予期間内において、奉天省政府が榊原第一第二農場に建築した物件を取り去って居住者および耕作者を立ち退かせたうえで、農場を自分に引き渡すべきだと通告した。同通告書によれば、奉天省政府は榊原第一第二農場で建築中の東北大学校舎を農場外に移転させる一方、「奉天市居住区界標」や「奉天市工業区界標」の標識を除去し、市街建設計画や第三中学校建築計画を中止すべきだ⁴⁹⁾。翌日、榊原は奉天省政府に対して前記通告に基づいて交渉するよう船津に請願した⁵⁰⁾。榊原は、奉天省政府が欺瞞の手段を以て榊原第一第二農場を回収したため、日本総領事はその返還契約を取り消すべく交渉を進めるべきだ、と主張した⁵¹⁾。このように、榊原は商租料事件を利用して日本外交の軟弱を批判しつつ、日本官憲の威を借りて中国側を屈服させ、さらに何らかの権利を得ようとした野心がうかがえる⁵²⁾。

従来榊原の行為に対して極めて悪感情を持ち、榊原を「乱暴ナル兇漢」とし、「蛇蝎」のごとく憎んだ奉天省政府は、榊原の通告書を受けた後、日本がなぜこのような「悪徒」を取り締まらないのかと、非常に激昂した。鍾交渉員は、日本側がこの問題に対して公正に対処しない限り、商租権交渉は進めることができないと声明した。一方、王省長は病気のために奉天交渉署顧問丁鑑修を総領事館に派遣し、丁は榊原のような「半狂的人物」を放置すれば中日両国の親善を危うくする恐れがあり、速やかに問題を解決すべきだと述べながら、榊原の「退支処分」(中国からの国外退去処分)を暗示した。船津は、榊原農場の中国側返還に伴って農場問題は解決済であったのに、榊原が依然「内部的ノ欠陥等ヲ究メス自己ニ都合ヨキ主張ノミヲ高唱」し、日中間の軋轢を絶えず惹起することに大いに当惑していた。船津は、商租権問題の解決は全く停滞した状況下、榊原が乱暴な通告書を出すことは中国側において日本政府が榊原を「帝国主義侵略主義ノ手段ニ利用スルモノナリ」との

46) 大正13年7月9日船津在奉天総領事より兇玉関東長官宛第48号「榊原北陵農場ニ関スル件」、同日船津在奉天総領事より幣原外相宛第221号「件名なし」(JACAR: B09041289300、0126、0159)。

47) 『大陸日日新聞』大正13年6月14日付(JACAR: B09041290100、0497)。

48) 整理経営の便宜上、榊原は昭陵正面約900町歩の地域を第一農場、その周り約700町歩の地域を第二農場と名付けた(前掲註(21)「陳情請願」0260)。

49) 「通告書」(JACAR: B09041289300、0136-0141)。

50) 前掲註(27)「榊原農場問題の真相」0173。

51) 前掲註(21)「陳情請願」0277。

52) 前掲註(27)「榊原農場問題の真相」0169-0170。同史料によれば、中国側は正当な手続きを経ずに直接行動に出たことは、榊原にとっては非常に良い口実であった。もし中国側が「南満東蒙条約」に基づいて裁判を仰ぐなら、榊原は当該農場を中国側に返還せざるを得ないのであった。

誤解や誇りを招き、日中国交に重大な障害をもたらしかねないとして、榊原に相当の処分を与えるべきだと幣原外相に進言し⁵³⁾、榊原の行動に厳しい目を向けていた。

7月24日、榊原側は北陵付近を巡視し、その周りに地図を作成しようとした。翌日、北陵御花園派出所側は、日本側守備兵38名が10余台の馬車に乗って榊原農場に到着し、昼食をとった後、農場を離れたことを奉天交渉署に報告した。派出所側は、守備隊の行動を榊原の策動によるものとみなし、同事件を商租料事件の解決に不満を抱いていた榊原側が行った一種の示威行為だと決めつけた。日本側が地図作成を口実に警察力を各地に浸透することを恐れていた奉天交渉署は、榊原側による地図の作成、および水田境界を超えることを阻止して彼らの行動を厳密に監視すべき旨を御花園派出所に命じるとともに、船津に嚴重抗議し、地図の作成を中止するよう求めた⁵⁴⁾。それに対し、船津は瓦房店守備隊(独立守備歩兵第6大隊に属する)は北陵参観の途中、休憩のため一時的に榊原農場事務所に行っただけで、決して軍事行動を行うわけではないと解釈し、中国側の不安を取り除こうとした⁵⁵⁾。日本守備隊の本意は史料の制約があって簡単に推測できないが、中国官憲は北陵付近における日本側の行動を深く警戒していることが垣間見える。

三 張作霖政権の態度と中国側の排日運動

関東憲兵隊側は、三陵衙門が張作霖の直接支配下にはないので、榊原農場事件は容易に解決できない、という見解を示していた⁵⁶⁾。確かに商租料事件が起こった際、張は日本兵との衝突をできる限り回避すべき旨を各隊に厳達した⁵⁷⁾。だが、張が当初より榊原農場の権利獲得を狙って積極的に日本側と交渉し、農場の回収を志向していたこと⁵⁸⁾、および政治基盤を地主階級に置いていたことを考えれば、たとえ張との直接交渉が可能だったとしても、今回の事件は簡単に解決されたわけではないと思われる。辛亥革命以降、内務府官荘、盛京戸部官荘等各種旧官荘、王公荘田、三陵附属地、八旗官兵に与えられた随缺地、さらに伍田等の職田、旗人に与えられた旗地等が整理され、「官有地」として相次いで民間に払い下げられた。当時、中国の土地関係がかなり複雑であり、土地の丈量は常に官憲の推量により実施され、「地契」(土地売買契約書)上の面積は実際の土地面積と異なることが多かった。さらに、土地の各種目により土地所有者の権利が異なり、「地契」の様式についても県によって相異があった。1915年、張作霖政権は奉天全省官地清丈局を設立し、土地制度の改善を目指す一方、「官有地」の払い下げや一般民地測量など事業を行う際、「丈地以收款為先」、「收款尤不可緩」(土地測量は集金を最優先し、集金を怠ってはならない)として、経済的利益を重視する方針に傾いており、「官有地」の民間への払い下げにより膨大な地価収入を獲得した⁵⁹⁾。また、清丈局の成立には土地制度の完備および増収の意図があるほか、日本人が中国土地制度の混乱に乗じ

53) 大正13年7月12日船津在奉天総領事より幣原外相宛第254号「榊原政雄ニ関スル件」(JACAR: B09041289300、0127-0129)。

54) 「為呈報事案瀋陽市警察所報告」奉天省長公署档。Jc10-27784。

55) 「呈為遵令辦理日人榊原等擬在北陵一帶繪図及派警巡情形」奉天省長公署档。Jc10-27784。

56) 大正13年7月15日憲兵司令官より次官宛第1674号「北陵附近榊原農場小作人ニ支那兵暴行ノ件」(JACAR: B09041289300、0164)。

57) 『大阪毎日新聞』大正13年6月17日付(JACAR: B09041290100、0496)。

58) 張は日本人が北陵に占有した土地を取り戻すために日本軍隊とあえて一戦交えることも辞さずと袁世凱に進言したという噂がある(大正3年7月6日落合在奉天総領事より加藤外相宛第124号「榊原政雄溥豊農園経営ニ関シ詳報並関東都督府及滿鉄ニ注意方稟請ノ件」前掲註(34)『日本外交文書』259頁)。

59) 「総局丈放山荒章程、丈放王公荘地章程」奉天官地清丈局档案、第8997号卷、遼寧省档案館蔵。

て中国人の土地を占有することを防止しようという張の決意が見られた。一方、「官有地」の払い下げにより「業主権」（「土地所有権」に相当するもの）を獲得し、在地勢力の中枢を形成した地主層は、張政権の一端を支えたのに対し、張は自分の政治権力を保持するために、地主階級をはじめとする「地主商紳」（地方有力者）が最も重要視する商租権反対の要求を認め、日本の土地収奪によって直接的に経済的な被害をこうむる地主階級らの権利を保護しなければならなかった⁶⁰⁾。

1917年12月、張は、奉天省議会⁶¹⁾の決議をもって翌年1月に入ると、外国人への土地売却を「国土盗売罪」、「外債私借罪」として厳しく禁止すべき旨を各県知事に訓令し⁶²⁾、商租権の非合法性および無効性を強調した。日本人が中国に帰化した朝鮮人⁶³⁾の名義を使った土地買収を阻止するために、1918年7月、張は「提唱華民耕種水稻辦法」を公表し、中国人農民の水田開墾・耕作を奨励するとともに、朝鮮人移民に対する規制を強化した。また、張は水田会社の設立には中国人だけが株主になれると定めた上に、調査員を各公司に派遣し、外国資本、特に日本資本が見つかった場合には登録を取り消し、日本人の水田事業に対し厳重に警戒していた⁶⁴⁾。このことから、張が日本による土地獲得にいかほど敏感であったかが読み取れる。東三省世論の代表とも見られる中国語新聞『東三省民報』は、在満日本人が中国に帰化した朝鮮人の名義を使用して土地所有権を獲得して紛争を惹起したことへの不安を示しながら、予めさまざまな制限を設けることにより、日本人の朝鮮人を媒介とした土地獲得を阻止すべきだと指摘した⁶⁵⁾。それに対し船津は、排日的記事の掲載などに対して嚴重な抗議を行って張の猛省を促した。また、知識階級の中国民衆（主として奉天省議会議員）が日本に好感を持たないことに鑑み、張は地位維持のため、その排日行動を高圧的に抑制することはできないと、船津は認めていた⁶⁶⁾。

1924年4月18日の奉天省議会臨時会では、「土地及附帯利権ヲ保護シ今後私ニ条約ヲ締結シ得サルノ提議案」を可決し、奉天省の土地および土地に付属する一切の権利は奉天省人民の共有であることを声明するよう、張作霖および王永江に要請した。船津は、同決議が在満日本人の満蒙発展に大きな弊害を及ぼすという懸念を、松井外相に訴えた⁶⁷⁾。商租権をめぐる対日交渉を拒否すべきだ

60) 義和団運動以降、張は積極的に「地主商紳」に頼って「保険隊」を設立し、地主らの土地や資産を保護して地域の治安を維持する一方、「保険料」を請け負う方式により地主側から金を取り立てて自分の勢力を着実に伸ばしてきた。特に第27師長に就任してから武器の購入や兵士の軍事訓練により自分の勢力伸長を図るとともに、奉天省都督張錫鑾に代わって政権を握って、進んで全省の経済実権を掌握することを企んでいた（潘喜廷『東北近代史研究』中州古籍出版社、1994年、61～71頁）。

61) 前身は1909年10月4日に設立された奉天諮議局である。辛亥革命後、奉天諮議局が奉天省臨時省議会に改組された。1913年2月17日、奉天省臨時省議会に代わって奉天省議会が成立し、1929年2月に解散した。

62) 「支那官憲ノ商租ニ対スル態度」（『JACAR：B13081142000、最近支那関係諸問題摘要 第1巻（第54議会用）（交渉問題）（議AJ-14）（外務省外交史料館）』26-27）。

63) 「南満東蒙条約」締結後、日本側が「帝国臣民」である在満朝鮮人を利用して商租権を獲得することを防ぐために、中国側は朝鮮人の中国への帰化を促した。中国に帰化した満朝鮮人が法律上中国人であるので、中国人と同様の資格で土地所有権をもっていた。だが、日本側が中国に帰化した朝鮮人を通じて土地所有権を獲得することが多かったため、中国側は朝鮮人の帰化に制限を設けてさまざまな調査を行った。

64) 金穎「民国時期奉天省地方政府農田水利政策研究」『遼寧大学学报』第38号、2010年、93～94頁。

65) 「東鉄沿線内憂外患之堪虞」『東三省民報』1924年6月14日付。

66) 大正13年2月27日船津在奉天総領事より松井外相宛第58号「件名なし」（『JACAR：B03030288600、支那ニ於ケル利権回収問題一件（1.1.2）（外務省外交史料館）』0172-0173）。

という省議会からの要求に対し、王は「謂以中央認為無効之条約做基礎不能允諾協商」（中央政府が無効だと認めた条約に基づいて協議することを承諾してはならない）と答えた⁶⁸⁾。奉天省議会の商租権交渉拒否は楊宇霆らの利権回収運動と相まって、商租権問題の解決を著しく困難にさせたことを、船津は深く憂慮した。9月25日、船津は、商租権問題に関する奉天省政府の強硬な態度は「楊宇霆等一派ノ利権回収熱ニ駆ラレタル軍閥ノ干渉ニ基クモノ」だと指摘し、「（鍾は）軍閥ノ誤レル主義主張ニ盲従シスクハ強硬ノ態度ヲ示シ居ル実情」があり、さらに奉直関係が緊迫してきた現状で張は細則交渉を顧みる暇がないから、細則予備交渉は一時停止した、と幣原外相に報告した。続いて船津は、滿蒙発展において最も重要な土地に関して日本が大きな譲歩をして僅かに暫行協定を遂げようとするのは「却テ将来ノ為メ禍痕ヲ残シ邦人ノ經濟的發展上帝国永遠ノ不利益トナルヘキヲ顧念シ」、むしろ奉天省政府に実施している商租を制限する訓令を取り消させ、商租権施行細則の協定を未解決の状態に放置し、後日、適当な機会があれば、交渉を再開すべき意見を進言した。一方、船津は商租制限に関する訓令の撤廃を王省長に申し入れたが、王は租税滞納状況を取り調べた上で考慮すると答えた⁶⁹⁾。この提案は、当時の日本国内世論が中国時局が混乱を極めることを利用して土地商租問題の協定を進めるよう求めたこととは対照的である⁷⁰⁾。ところで、第二次奉直戦争に際し、船津は、日本に好感を持たない直隸派が東三省の実権を握ることにより日本の滿蒙における地位を一層窮境に陥らせることを危惧したため、張に好意的な援助を与え、張を利用して東三省で日本の地位および特殊権益を維持しようと考え、援張策を抑えて内政不干渉を推し進めた幣原と異なる張擁護の態度を示した。張作霖に関する基本方針や態度が、船津の商租権交渉に影を落としたことは否定できない。

船津によれば、張に排日的記事の取締りを再三働きかけた結果、張は『東三省民報』を代表とする地方新聞に排日的記事を掲載しないよう厳命し、9月2日以降、『東三省民報』は排日的記事を停止し、「其筆勢ハ常ニ穩健トナリ」という⁷¹⁾。その背景には、船津の抗議のほか、張が、ソ連との間で中東鉄道の利権をめぐる協議を行っている際、排日運動を煽動することはかえって日本に軍事行動や内政干渉を許す口実を与え、さらに自分の政権基盤を揺るがすことを意識し、露骨な排日運動を控える方針を掲げた、という事情が考えられる⁷²⁾。だが、表面上、張の訓令により排日の急先鋒

67) 大正13年4月26日船津在奉天総領事より松井外相宛第123号「利権外溢防止案ニ関スル件」(「JACAR: B03030288800、支那ニ於ケル利権回収問題一件(1.1.2)(外務省外交史料館)」0242-0244)。

68) 張復生『国難中之滿蒙問題』(東北文化社、1929年、27頁)、朱傑『日本侵略滿蒙之研究』(商務印書館、1930年、81頁)。

69) 大正13年9月25日船津在奉天総領事より幣原外相宛第392号「土地商租細則予備交渉ニ関スル件」(「JACAR: B04011179600、支那ニ於ケル租借地関係雑件/規則ニ関スル件 第三卷(1.7.7)(外務省外交史料館)」0162-0163)。

70) 大正13年10月6日船津在奉天総領事より幣原外相宛第413号「奉直時局ニ対スル一般輿論及民心趨向ニ関シ報告ノ件」(「JACAR: B03050758200、江浙並奉直紛擾関係/戦況 第六卷(1.6.1)(外務省外交史料館)」0236)。同電報によれば、第二次奉直戦争の際、滿蒙権益の擁護として積極的な張作霖援助策を唱えた日本国内世論は、援張策を抑えて内政不干渉を推し進めた幣原外交を優柔不断と決めつけた。

71) 大正13年9月29日船津在奉天総領事より幣原外相宛第382号「排日新聞記事ニ関スル報告ノ件」(「JACAR: B11090301000、支那排日関係雑件 第六卷(3.3.8)(外務省外交史料館)」0174)。1924年4月、船津は『東三省民報』が「日本天皇に対して不敬である」として、その停刊を張に求め、張は4月23日をもって一週間の停刊を訓令した(黒龍江日報社新聞誌編輯室編『東北新聞史(1899-1949)』黒龍江出版社、2001年、126頁)。

72) 奉ソ協定について、在滿日本人は「支那動乱にてあったロシア側は張作霖氏に利益の提供をせず、しか

である言論界では排日的言動はある程度抑圧されたが、実際には各新聞は引き続き排日の氣勢を煽って利権回収に努めた⁷³⁾。特に『東三省民報』は「日本侵略満洲史」と題する一連の記事を通じて排日的論調を展開し、日本側の抗議を握りつぶすべきだと主張した。一方、日本側が同記事を取り締まるよう張政権に強く求めたため、『東三省民報』は「親仁善隣」を掲げている張政権の立場と苦衷を察するとして、日本帝国主義に屈服するわけではないと主張したが、1925年2月22日をもって同記事の掲載停止を声明した⁷⁴⁾。このことは、張政権にとって日本側の抗議を無視して抗日運動を支えることは到底無理であることを暗示している。

ところが、「端頼群策群力、共同研究、救国救民、在此一挙」⁷⁵⁾(民衆の知恵と力を借りて対策を共同で練り、国と人々を救うことはこの一挙にあり)という標語が示しているように、排日気運は中国全土に波及し、不平等条約撤廃運動は組織化されて一般民衆に働きかけるようになった。中国官民の利権回収熱が台頭しつつある状況において、日本側がいかに商租問題の解決交渉を促したとしても、張政権は積極的に応じる気配を見せなかった。土地商租に種々な制限を加えた事実から、表向きには対華二十一カ条要求取消の希望を表明していないが、日本と特殊関係にある張政権が実際に対華二十一カ条要求を否認していると、船津は推定した。船津の見解では、張にとって、日本側と商租権問題を協定することは、中国の「国論ニ背反スルモノニシテ忽チ四圍ノ批難攻撃ヲ受ケ彼等ノ政治的地盤ニモ影響スル」のみならず、仮に張政権において何らかの方法で商租権に関する協定をしたとしても、省議会などにその協定が否認されたら、結局「名ヲ獲ルニ止マリテ其ノ実質ヲ失フノ結果に立至ルヘキ」だった。そして船津は、商租権交渉において「奉天官憲ノ立場ト我方ノ利益トヲ考慮シ奉天官憲カ新条約トハ関係ナク支那ノ国論ヲ沸騰セシメサル範圍ニ於テ解決ヲ告ケント欲スル希望ヲ容レ」、奉天省政府と折衝を重ねたが、双方の主張に食い違いがあって結局協議が中止となったと幣原外相に報告しながら、三つの解決策を提示し、いずれかの方法で交渉を進めるよう請訓した⁷⁶⁾。

中国世論に対する深い憂慮は、船津の土地商租権に関する在満朝鮮人の不法な行為を厳重に警戒していることにおいても明らかとなる。1925年3月、池錫模らが満朝鮮人は商租権問題の根本的な解決を目指し、「満洲商租権問題ニ関スル第五十回議会議会請願書」を帝国議会に提出すること、陳情運動のため上京して朝鮮人大会を開催することを計画した。加藤内閣に提示した「満洲商租権問題建白書」において、池らは、商租権施行細則の協定がまだ成立しないことは中国官憲の排日運動や土地商租権妨害運動と相まって、在満朝鮮人の土地商租権獲得を一層困難にさせることを指摘する一方、中国側地主が恣意に商租契約を解除し、小作人を追放するといった不条理な行為を挙げながら、「万一我が帝国政府ニシテ此ノ商租問題ヲ軽々看過シ依然トシテ曠日弥久之レヲ放任センカ在満二百万ノ帝国同胞臣民ハ到底塗炭ノ城ヨリ脱出スル能ハズ」として、商租問題の根本的解決を加藤内

も奉露協定に成功して多年の懸案なる東支鉄道を手に入れたが、日本は絶好の時期を逃がして満蒙における商租権問題の解決をすらしなかった」と、日本当局の無能に憤慨し、商租権解決のため、「要望の運動」を起こした(『JACAR: B04011179700、支那ニ於ケル租借地関係雑件／規則ニ関スル件 第三卷(1.7.7)(外務省外交史料館)』0224)。

73) 「奉天各界ノ対日感情」(JACAR: B11090301000、0171-0173)。

74) 「本報停登日本侵略満洲史之声明」『東三省民報』1925年2月22日付。

75) 「修改不平等条約大運動」『大公報』1925年4月18日付。

76) 大正13年11月4日船津在奉天総領事より幣原外相宛第479号「土地商租問題ニ関シ請訓ノ件」(JACAR: B04011179700、0215-0219)。

閣に迫った。また、最悪の場合は、「已ムヲ得ズ帝国臣民ノ国籍ヲ脱シテ支那ニ帰化スルノ允許ヲ与ヘラレンコトヲ望マザルヲ得ズ之レ商租問題ノ実現ニ由リテ自活ノ道ヲ得ルニアラザレバ支那ニ帰化シテ自滅ヲ免ルルノ外他ノ方法無ケレバナリ」と言明した⁷⁷⁾。それについて、船津は、池らの動きは土地商租権問題や朝鮮人問題に名を借り、上京および大会開催など各方面に要する運動費をだまし取る詐欺的行為であり、その目的は満洲における土地を買収することであると指摘する一方、池らの陰謀が暴露した後、中国から強烈な反発を招くのみならず、商租権問題自体の解決に重大な障害を与えて「彼我ノ親交ヲ阻害スル」から、そのような行為を取り締まるべきだと幣原外相に請訓した⁷⁸⁾。実際のところ、中国官民は東三省に移住した、日本臣民とされた朝鮮人を日本の満洲侵略・併合の尖兵として警戒し、次々に朝鮮人の商租権獲得、中国への帰化問題に制限政策を打ち出し、朝鮮人追放問題もよく発生した⁷⁹⁾。このことからみれば、船津は商租権問題に関する中国世論の反発をどれほど重要視し、商租権問題の解決そのものに悪影響を与えることをどれほど警戒していたのかがうかがえる。

おわりに

1925年8月、船津が在奉天総領事を離任した時、商租権交渉は先が見えずに途中で挫折し、榊原農場問題もそのまま放置された。商租料事件に際して、船津は自衛手段の行使に踏み切ったが、奉天交渉署が三陵衙門の直接行動を阻止することに望みを託し、守備隊の派遣を副次的なものと考え、力を後ろ盾とした対中強硬策までは意図していなかった。船津からみれば、中国側を直接行動へと突き動かした誘因は、榊原側の商租料・水利費滞納のほか、榊原が専ら自分に有利な主張のみを宣伝し、日中間の軋轢を惹起することに求められるべきであった。船津は榊原の乱暴な行為を激しく批判し、榊原に対する領事館権限を行使した処分を外務省に進言した。

船津は満洲経営という観点から土地を重要な柱としてとらえながら、商租権を正当な既得権益として認める一方、榊原のような強硬な土地経営が日中間の土地紛争を惹起したことを危惧し、在満日本人の農業経営や土地商租に関する中国側の警戒心をできるだけ緩めるべきだと考えた。日本の土地獲得に対する中国側の態度は次第に強硬となり、しかも日中間で何らの具体的な商租権施行細則の取り決めもなかった状況下、船津は威圧的態度を極力忌避しようとするともに、中国側の対日不信と排日動向を深く危惧し、張の動きを見守りながら、中国世論を激化させない範囲に問題の円満な解決を模索していた。

船津が武力行使を最終的な手段としてのみ考慮したのは、「幣原外交」が掲げていた共存共栄の精神をもって日本の経済的利益を進展させるという経済主義外交に忠実に従っているだけでなく、中

77) 「満洲商租権問題建白書」(「JACAR: B04011176900、支那ニ於ケル租借地関係雑件 第五卷 (1.7.7) (外務省外交史料館)」0104-0108)。

78) 大正14年3月30日船津在奉天総領事より幣原外相宛第147号「要視察鮮人ノ上京及朝鮮人大会開催計画ニ関スル件」、大正14年4月1日船津在奉天総領事より幣原外相宛第152号「要視察鮮人上京及商租問題提議ニ関スル件」(「JACAR: B04011176900、0109-0113」)。

79) 1925年6月11日、朝鮮総督府警務局長三矢宮松と奉天省警務処長于珍との間に、奉天省東辺道での朝鮮独立運動の取締りを奉天側に委任する「不逞鮮人の取締りに関する朝鮮総督府奉天省間の協定」(「三矢協定」)が結ばれた(前掲註¹⁰⁾『日本外交年表並主要文書(下)』75頁)。張作霖政権は、同協定を根拠として、不逞鮮人を徹底的に取り締まり、在満朝鮮人を圧迫して強硬な態度を示した。のちの張学良政権は、朝鮮人に対する取締りを一層強化した。

国ナショナリズムが日本の満蒙権益を根底から脅かしていたことを痛感しながら、利権回収運動が中国官憲のみならず、人民によって推進されていること⁸⁰⁾、高まった排日行動を官憲により抑制されることは困難だことを認め、ナショナリズムの奥に躍動する政治的民族的な意義、および強硬な土地収奪がいかに中国国民の反発を激化させるかを的確に認識していたことに依るところが大きいように思われる。他方で、東三省での張作霖の地位を維持することによって日本の満蒙権益を守るべきだと考えた船津は、利権回収運動が商租権問題の解決を阻害し、日本の満洲権益を大きく揺るがすとして嚴重抗議をしながらも、武力行使で排日運動を弾圧するのではなく、むしろ商租権施行細則の協定を一旦中止し、張政権が商租禁止の訓令を取り消すことに期待をかけており、平和的交渉による問題解決を望むのは決して不思議ではないと思われる。

だが、船津がいかに穏便な手段で商租権問題の解決を図ろうとしても、中国側が日本の商租権の獲得を積極的に阻止している状況を変えることは無理であった。商租権交渉は不首尾になっただけでなく、中国側の教育権回収運動⁸¹⁾など「日本側の弱腰に付け込んで多年問題にもされなかった要求が遠慮会釈もなく持ち出され」た状況下、「出先総領事の態度方針が軟弱であった」という船津への批判が寄せられる⁸²⁾。中国に好意的なあまり国内的配慮を欠いた結果、より積極的な対中強硬策が煽られた。「土地を得られぬといふことは今や在満邦人の齊しく悩みとするところである。日支親善を如何に高唱しても口先だけでは何も得られない。真の日支親善は、日本人が此の土地に定着し、共同して満蒙開発に当ることに依て初めて得られるのである。商租権は方に日支親善満蒙開発の鍵関たるを失はぬ⁸³⁾」との見解のもとに、満蒙を生かす方法は商租権の設定にあると信じ、商租権問題を本格的武力行使で解決すべきだと要求する満蒙積極進出論者にとって、船津が実践した穏健な対中国交渉ははるかに軟弱で消極的である。その反面、土地略奪を抑制せずに主張される「日支親善」自体は、中国官民の信頼を得たわけではなく、中国をめぐる九ヵ国条約が唱える中国の領土保全を尊重する方針とも矛盾していることは言うまでもない。

参考文献

- 相澤美香（1988）「南満州における土地商租権問題—満州事変発生の要因についての一考察—」『国史学』第135号、80-99。
- 浅田喬二（1968）『日本帝国主義と旧植民地地主制—台湾・朝鮮・「満州」における日本人大土地所有の史的分析』御茶の水書房。

80) 「第三回満洲領事会議会議録」（『JACAR：B18010630500、0405』）。船津は「中国衰微の原因は外国の圧迫よりも、寧ろ中国内政の紊乱其者に在る」、「不平等条約の撤廃は、中国人自身の努力如何に依てこそ実現せらえる」と論じ、中国国民の反省と自覚を促した（船津辰一郎「支那の病根は内部に在って外部に在らず」『外交時報』1928年12月、5～12頁）。

81) 中国側の教育権回収運動に対し、船津は「日支共存共栄の主義」を以て中国側の不合理的要求を容認しがちであることを批判する声もあった（『遼東新聞』大正13年5月23日付。『JACAR：B03030288900、支那ニ於ケル利権回収問題一件（1.1.2）（外務省外交史料館）』0290）。

82) 川村宗嗣「所謂商租問題」（『外交時報』1926年9月、87～88頁）。川村は満鉄において土地関係の事務を担当し、商租に関する一連の研究を行った。川村は、船津は「満洲に来任日浅く事の行懸りや支那側の事情等を十分に呑み込まれぬ」、「敵情偵察も不十分であったろうし、当方の陣立も全然出来て居ず、只だ一騎で側目も振らず大手門に攻め寄せた所に失敗の原因がある」と述べ、商租権問題の解決において船津は「功を急ぎ過ぎた」と結論付けている。

83) 南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編『満蒙要覧』（1929年、93～94頁）。

- 浅田喬二 (1972) 「満州における土地商租権問題—日本帝国主義の植民地的土地収奪と抗日民族運動の側面—」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房、317-397.
- 浅田喬二 (1973) 『日本帝国主義下の民族革命運動—台湾・朝鮮・「満州」における抗日農民運動の展開過程』未来社.
- 衣保中、馬偉 (2017) 「日本『東亜勸業会社』对中国東北土地資源的略奪」第57卷第5期、83-91.
- 白井勝美 (1966) 「南滿東蒙条約の成立前後」栗原健編『対滿蒙政策史の一面』原書房、115-137.
- 白井勝美 [ほか] 編 (2001) 『日本近現代人名辞典』吉川弘文館.
- 江夏由樹 (1997) 「土地利権をめぐる中国・日本の官民関係—旧奉天の皇産をめぐる—」『アジア経済』第38巻第1号、2-24.
- 王雅文、陳崇橋 (1994) 「榊原農場事件始末」『日本研究』日本研究雑誌社、85-89.
- 王旭 (2013) 「日本要求『土地商租権』与中国官民的抵制」『吉林師範大学学报』第1期、63-66.
- 外務省編 (1965) 『日本外交文書』大正3年第2冊.
- 外務省編 (1967) 『日本外交文書』大正5年第2冊.
- 外務省編 (1978、初出は1965) 『日本外交年表並主要文書 (上)』原書房.
- 外務省編 (1978、初出は1965) 『日本外交年表並主要文書 (下)』原書房.
- 北野剛 (2020) 「土地商租権問題再考—戦間期の日本外交と『滿蒙問題』—」『日本史研究』第689号、30-58.
- 北野剛 (2020) 「土地商租権問題の基礎的研究」『研究論集』第111号、131-149.
- 金穎 (2010) 「民国時期奉天省地方政府農田水利政策研究」『遼寧大学学报』第38号、91-98.
- 黒龍江日報社新聞誌編輯室編 (2001) 『東北新聞史 (1899-1949)』黒龍江出版社.
- 呉瀚濤 (1932) 『東北与日本之法的關係』外交月報社.
- 在華日本紡績同業会編 (1958) 『船津辰一郎』東方研究会.
- 佐藤元英 (2000) 「船津辰一郎在奉天総領事による商租権施行細則交渉」『近代日本の外交と軍事—権益擁護と侵略の構造—』吉川弘文館、138-161.
- 佐藤元英 (2000) 「林久治郎在奉天総領事による『滿蒙問題』解決交渉」『近代日本の外交と軍事—権益擁護と侵略の構造—』吉川弘文館、231-269.
- 佐藤元英 (2017) 「土地商租権をめぐる日中間の抗争」『中央大学政策文化総合研究所年報』第21号、219-237.
- 朱悞 (1930) 『日本侵略滿蒙之研究』商務印書館.
- 庄内人名辞典刊行会編 (1986) 『庄内人名辞典』庄内人名辞典刊行会.
- 姜豊裕 (2012) 「民国時期日本对東北水田投資研究」『延辺大学』1-140.
- 趙偉 (2013) 「榊原農場事件研究」『遼寧大学』1-51.
- 張復生 (1929) 『国難中之滿蒙問題』東北文化社.
- 南滿洲鉄道株式会社庶務部調査課編 (1929) 『滿蒙要覽』.
- 日本上海史研究会編 (1997) 『上海人物誌』東方書店.
- 潘喜廷 (1994) 『東北近代史研究』中州古籍出版社.

Funatsu Consul General and Sakakibara Farm Rent Incident

Yuhan SUN

(Postdoctoral Researcher, Faculty of Humanities and Human Sciences,
Hokkaido University)

This article analyzes the characteristics of the Land Lease Issue from the Consul general at Mukden perspective by specifically studying the negotiations between Funatsu Consul General and Mukden Government on Sakakibara Farm Rent Incident. Newspaper articles from both China and Japan will be analyzed to examine the characteristic of the Land Lease Issue from a private perspective. Immediately after the incident broke out, Funatsu criticized Sakakibara's conduct and protested to the Office of Commissioner of Foreign Affairs for Mukden seriously, and sent the Consulate Police to stop the Chinese atrocities, but he did not plan to get tough on China. In order to maintain this already acquired the land lease right, Funatsu negotiated with the South Manchuria Railway Company and Oriental Development Company to pay Sakakibara's debt to China on behalf of Sakakibara. In order to resolve the case, Funatsu focused on peaceful means and did not intend to take hard measures against China. Funatsu's attitude contrasts sharply with that of the Japanese newspaper community, which has been vehemently critical of the Chinese armed action and demanded that the consulate-general should resolve the incident by force. Funatsu pays close attention to The Anti-Japanese Movement in China, strives to avoid the use of force, he advocates using peaceful means to promote the extension of Japanese power and the expansion of Japan's special benefits in Manchuria without provoking the Chinese antipathy. But in the process of solving the case, Funatsu gradually lost the trust of Chinese. On the other hand, Funatsu not only followed "Shidehara Diplomacy" but also realized the influence of China's rights recovery movement. Funatsu thought that Japan's Manchuria-Mongolia interests should be protected by maintaining Zhang Zuolin's position in the Three Northeast Provinces, and took concrete measures based on his own judgment and experience. The Zhang Zuolin regime while supporting the growing rights recovery movement, was forced to control the anti-Japanese articles and refrain from a blatant anti-Japanese movement in order to prevent Japanese military action and interference in domestic affairs.

